

# 平成30年度政策評価に関する統一研修 規制の政策評価に関する研修

【演習】

# 1. 演習の全体像

## ■ 演習と発表で構成

- 演習は、グループ形式(4グループ)で実施します。
- 各グループで「進行役」、「記録係」、「発表者」を決めてください。
- 演習の課題は2つ(演習①、演習②)あります。演習毎に検討結果を発表していただきます。

### 演習の流れ

項目	概要	時間配分
演習①	<ul style="list-style-type: none"><li>● 配布資料から当該規制の内容を理解</li><li>● 規制の新設又は改廃によって生じる影響の特定</li><li>● 影響の定量化(直接的な費用の検討)</li></ul>	60分
発表・解説	<ul style="list-style-type: none"><li>● 2グループから発表・解説</li></ul>	10分
休憩		10分
演習②	<ul style="list-style-type: none"><li>● 配布資料から当該規制の内容を理解</li><li>● 規制の新設又は改廃によって生じる影響の特定</li><li>● 影響の定量化(直接的な費用・便益の検討)</li><li>● 費用と効果(便益)の関係の分析</li></ul>	70分
発表・解説	<ul style="list-style-type: none"><li>● 2グループから発表・解説</li></ul>	10分

## 2. 演習の進め方

- 配布資料から当該規制の内容を理解
  - 「規制の概要」を読んで、各自、規制の内容を理解してください。
  
- 規制の新設又は改廃によって生じる影響の特定
  - 規制の新設又は改廃によって、新たに発生又は変化することが見込まれる影響について、誰がどのような影響を受けるのかを具体的に列挙してください。
  
- 影響の定量化
  - 上記で検討した影響について、どのような式に当てはめれば定量化ができるかを検討してください。
    - ✓ 演習①では、直接的な費用について検討してください。
    - ✓ 演習②では、直接的な費用及び効果(便益)について検討してください。
  - 定量化の際には、別途配布する関連データを参考にしてください。該当するデータがない場合は、数値を仮定して定量化してください。
  
- 費用と効果(便益)の関係の分析(演習②のみ実施)
  - 上記で検討した費用と効果(便益)の関係を分析し、効果(便益)が費用を正当化できるかを検証してください。
  
- 発表に向けてのまとめ
  - 発表に向けて、模造紙にまとめてください。

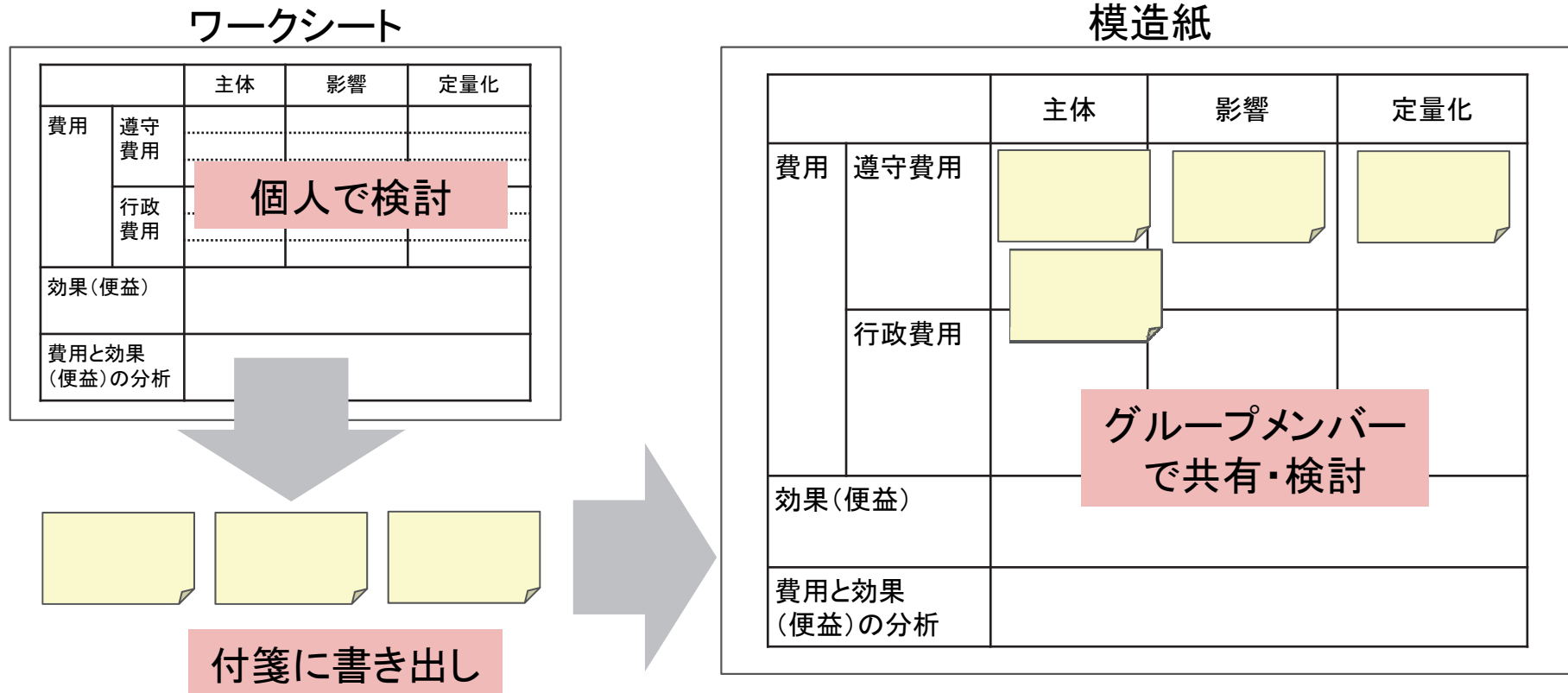
# 3. ワークシート及び模造紙の使い方

## ■ ワークシート

- ワークシートは、各自が検討する際に活用してください。

## ■ 模造紙

- 模造紙は、グループで意見共有する際に活用してください。



# 演習①

## ■ 住宅宿泊事業法案・住宅宿泊事業関係（規制の創設）

※本課題は、国土交通省観光庁観光産業課、土地・建設産業局不動産課が作成した「規制の事前評価書」を参考に、株式会社富士通総研が研修用に作成したものです。研修用に加工しています。

## ■ 規制の必要性

- 住宅を活用して宿泊サービスを提供するいわゆる民泊は、急増する訪日外国人観光旅客のニーズや大都市部での宿泊需給の逼迫状況への対応といった観光立国推進の観点や増加する空き家の有効活用といった地域活性化の観点から、その活用を図ることが求められており、安全性の確保や地域住民等とのトラブル防止に留意したルールづくりが求められている。こうした中、民泊を反復継続して有償で行う場合は、旅館業法の許可が必要であるにもかかわらず、許可を得ずに実施される違法な民泊が広がっているといわれている。(=目標と現状のギャップ)
- これは、ここ数年、インターネットを通じ、空き室を短期で借りたい者と旅行者をマッチングするビジネスが世界各国で展開されており、我が国でも急速に普及したため、実態が先行し、制度が実態に追いついていないことによるものである。(=原因分析)
- このため、民泊は住宅を活用した宿泊サービスの提供であると位置付け、既存の旅館業法とは別の法制度を整備し、民泊の適正な管理や安全面・衛生面を確保しつつ、行政が民泊を適切に把握できる仕組みを構築する必要がある。(=課題の特定)

## ■ 規制の目的

- 我が国における観光旅客の宿泊をめぐる状況に鑑み、住宅宿泊事業を営む者等の業務の適正な運営を確保しつつ、国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応してこれらの者の来訪及び滞在の促進を図る。

## ■ 規制の内容

- 住宅宿泊事業(住宅において年間180日以内で実施される宿泊営業)を営もうとする者について、都道府県知事等への届出制度を創設することとする。
- 都道府県等が条例により、住宅宿泊事業を実施する期間を制限できることとする。
- 住宅宿泊事業の適正な運営のための措置として、住宅宿泊事業者に対して、宿泊者の衛生の確保、宿泊者の安全の確保、外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保、宿泊者名簿の備付け、周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明、苦情等の処理、住宅宿泊管理業務の委託、宿泊サービス提供契約の締結の代理等の委託、標識の掲示、都道府県知事等への定期報告の義務を課すこととする。(「参考情報」を参照のこと)
- 住宅宿泊事業者に対して、都道府県知事等が、業務改善及び業務停止の命令、報告徴収及び立入検査の権限を持つこととする。

## ■ 参考情報

1. 宿泊者の衛生の確保について
  - ✓ 居室の床面積は、宿泊者1人当たり3.3㎡以上を確保すること
  - ✓ 清掃及び換気を行うこと
2. 宿泊者の安全の確保について
  - ✓ 非常用照明器具を設けること
  - ✓ 避難経路を表示すること
  - ✓ 火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置を講じること

3. 外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保について
  - ✓ 外国語を用いて、届出住宅の設備の使用方法に関する案内をすること
  - ✓ 外国語を用いて、移動のための交通手段に関する情報を提供すること
  - ✓ 外国語を用いて、火災、地震その他の災害が発生した場合における通報連絡先に関する案内をすること
  
4. 宿泊者名簿について
  - ✓ 本人確認を行った上で作成すること
  - ✓ 作成の日から三年間保存すること
  - ✓ 宿泊者の氏名、住所、職業及び宿泊日を記載すること
  - ✓ 宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号を記載すること
  
5. 周辺地域への悪影響の防止について
  - ✓ 住宅宿泊事業者は、宿泊者に対し、下記の事項について書面の備付けその他の適切な方法により下記の事項について説明する必要があります。
    - 騒音の防止のために配慮すべき事項
    - ごみの処理に関し配慮すべき事項
    - 火災の防止のために配慮すべき事項
  
6. 苦情等への対応について
  - ✓ 住宅宿泊事業者は、届出住宅の周辺地域の住民からの苦情及び問合せについては適切かつ迅速に対応しなければいけません。



## 7. 住宅宿泊管理業者への委託について

- ✓ 住宅宿泊事業者は、以下の場合には、上記1～6の措置を住宅宿泊管理業者に委託しなければなりません。
    - 一の届出住宅の居室の数が5を超える場合
    - 人を宿泊させる間、不在(※)等となる場合
- (※)日常生活を営む上で通常行われる行為に要する時間の範囲内の不在は除く

## 8. 住宅宿泊仲介業者への委託について

- ✓ 住宅宿泊事業者は、宿泊サービス提供契約の締結の代理又は媒介を他人に委託するときは、登録を受けた住宅宿泊仲介業者又は旅行業者に委託しなければなりません。

## 9. 標識の掲示について

- ✓ 住宅宿泊事業者は、届出住宅ごとに、見やすい場所に、標識を掲げなければいけません。

## 10. 都道府県知事への定期報告について

- ✓ 住宅宿泊事業者は、届出住宅ごとに、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の15日までに、それぞれの月の前2月の下記の内容について都道府県知事等に報告しなければいけません。
  - 届出住宅に人を宿泊させた日数
  - 宿泊者数
  - 延べ宿泊者数
  - 国籍別の宿泊者数の内訳

※定期報告は電子システムを利用して行うことができます。

## 演習②

### ■ 消火器具に関する基準の見直し(規制の拡充)

※本課題は、総務省消防庁予防課が作成した「規制の事前評価書」を参考に、株式会社富士通総研が研修用に作成したものです。研修用に加工しています。

## ■ 規制の必要性

- 現行の消防法令上、飲食店等のうち延べ面積150 m<sup>2</sup>未満の飲食店等(以下「小規模飲食店等」という。)においては、火災予防条例で義務を課している市町村所在の小規模飲食店等を除き消火器具の設置が義務付けられていないところ、小規模飲食店等火災の約5割がこんろに起因する火災(以下「こんろ火災」という。)という現状である。
- 今回の消防法施行令の改正により消火器具の設置を義務付けない場合、消火器具の設置が義務付けられておらず、自主的に消火器具を設置していない小規模飲食店等において火災が発生すると、初期消火が実施されずに火災が拡大し、焼損床面積が広がるおそれがある。

## ■ 規制の目的、内容

- 上記の課題を解決するため、消防法施行令を改正し、小規模飲食店等に対して消火器具の設置を義務付ける。ただし、火を使用する設備又は器具を設けていない小規模飲食店等及び防火上有効な措置が講じられた火を使用する設備又は器具のみを用いる小規模飲食店等については、火災危険性が低いと考えられることから、義務化の対象から除外する。
- また、新たに消火器具が設置されると、消防法上、消火器具の定期的な点検及び消防本部に対する報告が義務付けられる。(年に1回)

# ワークシート

		主体	影響	定量化	
費用	遵守費用				
		行政費用			
効果(便益)					
費用と効果 (便益)の分析					

# 【演習①】関連データ

## ■ 費用を定量化する際の参考としてください。

- 数値は『規制に係る政策評価の事務参考マニュアル【原単位データ等資料】』等を参考として、研修用に仮定したものです。

No.	データ名	数値
①	届出住宅数	5,000件
②	非常用照明器具の価格	15,000円
③	民間の人件費単価	1,500円/時間
④	住宅宿泊管理業者への委託費用	15,000円/月
⑤	住宅宿泊管理業者へ委託している住宅宿泊事業を営む者の割合	60%
⑥	住宅宿泊仲介業者への委託費用	5,000円/月
⑦	住宅宿泊仲介業者へ委託している住宅宿泊事業を営む者の割合	90%
⑧	標識の作成費用	20,000円
⑨	報告に係る所要時間	1時間/回
⑩	地方公務員の人件費単価	2,500円/時間
⑪	報告を受けた地方公共団体が報告の処理に係る所要時間	30分/回

# 【演習②】関連データ 1/2

## ■ 費用・効果(便益)を定量化する際の参考としてください。

- 数値は『規制に係る政策評価の事務参考マニュアル【原単位データ等資料】』等を参考として、研修用に仮定したものです。

No.	データ名	数値
①	全国の小規模飲食店等の件数	46万件
②	火災予防条例により消火器具の設置が既に義務付けられている件数	17 万件
③	火を全く使用しない小規模飲食店等、防火上有効な措置が講じられた設備又は器具のみを使用する小規模飲食店等及び既に自主的な消火器具の設置が把握されている小規模飲食店等	8万件
④	小規模飲食店等において新たに設置義務が課される消火器具の価格	4,000 円
⑤	民間の人件費単価	1,500円/時間
⑥	報告に係る所要時間	1時間/回
⑦	地方公務員の人件費単価	2,500円/時間
⑧	報告の処理に係る所要時間	30分/回

## 【演習②】関連データ 2/2

No.	データ名	数値
⑨	全国の小規模飲食店等の火災発生件数	200件/年
⑩	消火器具がない場合の平均焼損床面積※	100m <sup>2</sup>
⑪	消火器具がある場合の平均焼損床面積	20m <sup>2</sup>
⑫	焼損床面積当たりの建物損害額	10万円/m <sup>2</sup>
⑬	火災発生後、営業再開までに要する期間(平均焼損床面積100m <sup>2</sup> の場合)	9カ月
⑭	火災発生後、営業再開までに要する期間(平均焼損床面積20m <sup>2</sup> の場合)	3カ月
⑮	営業利益	150万円/月

※焼損床面積とは、建物の焼損が立体的に及んだ場合に、その床面積を算定したもの